

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年(2019年)10月23日

【報告者の名称】 ユニゾホールディングス株式会社

【報告者の所在地】 東京都中央区八丁堀二丁目10番9号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目10番9号

【電話番号】 03 - 3523 - 7531(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼専務執行役員 山本 正登

【縦覧に供する場所】 ユニゾホールディングス株式会社
(東京都中央区八丁堀二丁目10番9号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、ユニゾホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、サッポロ合同会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、令和元年(2019年)8月19日付で提出いたしました意見表明報告書(令和元年(2019年)9月25日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、令和元年(2019年)9月27日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、令和元年(2019年)10月4日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、令和元年(2019年)10月18日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、及び令和元年(2019年)10月23日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書による訂正を含みます。)の記載事項に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の理由

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立した特別委員会の設置

当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(変更前)

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(前略)

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

その後、当社は、令和元年(2019年)10月17日、公開買付者より、「公開買付条件等の変更の公告」及び「公開買付届出書の訂正届出書」が提出され、本公開買付けにおける買付け等の期間及び決済の開始日が変更されたこと(以下「本買付条件等の変更」といいます。)を踏まえ、令和元年(2019年)10月17日及び19日、本公開買付けが株主共同の利益の確保及び企業価値の維持・向上に資するものであるか否かを確認すべく、Fortressに対し、以下の2項目について合意することが可能であるかを確認いたしました。

1. 株主共同の利益の確保に資すべく、本公開買付け価格について、1株当たり5,000円に引き上げること

2. 企業価値の維持・向上のため、以下の内容について、本公開買付けにおける買付け等の期間中に株式会社ユニゾ従業員持株管理会社を当事者に含めた形で合意書を締結すること

(1) 当社グループの実質的な解体を行わないこと。

(2) Fortressが収受するリターンの明確化及び株式会社ユニゾ従業員持株管理会社が一定期間内にExit方法・時期を選択できること(Exit方法の選択肢については、令和元年(2019年)8月16日締結の覚書にて合意済み)。

エクイティ性資金 年率20%のIRR(4年分)相当額

ローン性資金 年率20%のIRR相当額

これに対し、Fortressより、令和元年(2019年)10月18日、当社に対し、「協議する用意がある」旨の回答がありました。

以上に加え、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置」に記載の本特別委員会の答申の内容を踏まえ、令和元年(2019年)10月21日開催の取締役会において、公開買付者(Fortress)による本公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を引き続き留保し、Fortressと引き続き協議することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(変更前)

本公開買付けに関する意見の理由

(後略)

(変更後)

本公開買付けに関する意見の理由

(中略)

その後、当社は、公開買付者による本買付条件等の変更を踏まえ、令和元年(2019年)10月17日及び19日、本公開買付けが株主共同の利益の確保及び企業価値の維持・向上に資するものであるか否かを確認すべく、Fortressに対し、以下の2項目について合意することが可能であるかを確認いたしました。

1. 株主共同の利益の確保に資すべく、本公開買付価格について、1株当たり5,000円に引き上げること
2. 企業価値の維持・向上のため、以下の内容について、本公開買付けにおける買付け等の期間中に株式会社ユニゾ従業員持株管理会社を当事者に含めた形で合意書を締結すること

(1) 当社グループの実質的な解体を行わないこと。

(2) Fortressが収受するリターンの明確化及びユニゾ従業員持株管理会社が一定期間内にExit方法・時期を選択できること(Exit方法の選択肢については、令和元年(2019年)8月16日締結の覚書にて合意済み)。

エクイティ性資金 年率20%のIRR(4年分)相当額

ローン性資金 年率20%のIRR相当額

これに対し、Fortressより、令和元年(2019年)10月18日、当社に対し、「協議する用意がある」旨の回答がありました。

以上に加え、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置」に記載の本特別委員会の答申の内容を踏まえ、令和元年(2019年)10月21日開催の取締役会において、公開買付者(Fortress)による本公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を引き続き留保し、Fortressと引き続き協議することを決議いたしました。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(変更前)

当社における独立した特別委員会の設置

(後略)

(変更後)

当社における独立した特別委員会の設置

(中略)

その後、当社は、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保することを目的として、令和元年(2019年)10月20日、本特別委員会に対して、本公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を引き続き留保することが適当か、改めて諮問いたしました。

そして、本特別委員会は、当該諮問事項について、令和元年(2019年)9月27日以降の状況を踏まえ、改めて、慎重に検討及び協議を行ったとのこと。

このような経緯の下で、本特別委員会は、当該諮問事項について慎重に協議及び検討をした結果、当社に対して、令和元年(2019年)10月20日に、大要、以下の内容の答申書を提出いたしました。

「本特別委員会は、本取引の実施が株主共同の利益の確保及び当社の企業価値の更なる向上に資するものかの検討を慎重に行う必要があり、本公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を引き続き留保することが適当であり、Fortressと引き続き協議することが妥当であるとする。」

(変更前)

当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(後略)

(変更後)

当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

その後、当社は、令和元年(2019年)10月21日開催の当社取締役会において、当社取締役全員一致により、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、当社取締役会は、公開買付者(Fortress)による本公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を引き続き留保し、Fortressと引き続き協議することを決議いたしました。

また、当社の監査役全員(5名)から、公開買付者(Fortress)による本公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を引き続き留保し、Fortressと引き続き協議することについて異議がない旨の意見を述べていることを確認しております。

以 上